

『新・コンメンタール民法（財産法）』 松岡久和・中田邦博著

ISBN：978-4-535-51757-8 （2012年9月刊）

※以下に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

株式会社 日本評論社

▼371頁

256条の解説は、正しくは下記の通りです。差し替えをお願いいたします。

---

本条は、個人への所有権帰属を原則形態、共有関係を一時的な例外であるとみて、共有関係を解消する分割請求の自由を原則とし、不分割の特約による例外も5年を限度と制約し、特約の更新も同様に5年を限度とする。このように分割自由が原則とされたのは、団体的な制約を加える必要性が乏しい場合には、単独所有の方が物の効率的な利用や改良を促進するのに適切である、との判断に基づいている。少数持分権者からの分割請求を禁じていた森林法旧186条は違憲とされ(※45)、削除された。

分割禁止の特約は、持分権を譲り受けて新たに共有関係に入った者に対しても主張できる（民254条）。ただし、不動産については登記が必要である（不登59条6号）。

（松岡久和）

---